（参考様式第１０号）※意見がない場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

令和　年　月　日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長　様

（〇〇市（町）経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇市（町）農業委員会会長

農業委員会の意見について（提出）

　このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第３項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

１　農地中間管理権の設定等を受けようとする者

　　公益社団法人ひょうご農林機構

２　賃借権の設定等を受けようとする者

　　別添のとおり

３　意見

　　上述の者が農地中間管理権または賃借権の設定等を受けることについては、異議ありません。

注）農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第５項第２号及び第３号に規定する要件（①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等）等を満たしているかどうかを確認した上で、意見を提出することが適当とされています。

必要に応じて参考様式第10-2号をご活用願います（参考様式第10-2号は機構への提出は不要）。

（別添）

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等を受けようとする者　一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（参考様式第１０号）※意見がある場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

令和　年　月　日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長　様

（〇〇市（町）経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇市（町）農業委員会会長

農業委員会の意見について（提出）

　このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第３項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 意見内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注）農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第５項第２号及び第３号に規定する要件（①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等）等を満たしているかどうかを確認した上で、意見を提出することが適当とされています。

必要に応じて参考様式第10-2号をご活用願います（参考様式第10-2号は機構への提出は不要）。